

県民の皆さまに、将来にわたって質の高い医療サービスを提供するためには、**医療分野の勤務環境の改善により医療に携わる人材の定着・育成を図ることが必要不可欠**です。

特に、長時間労働や宿直、夜勤・交代制 勤務など厳しい勤務環境にある医師や看護職員等が健康で安心して働くことができる環境整備が課題となっています。

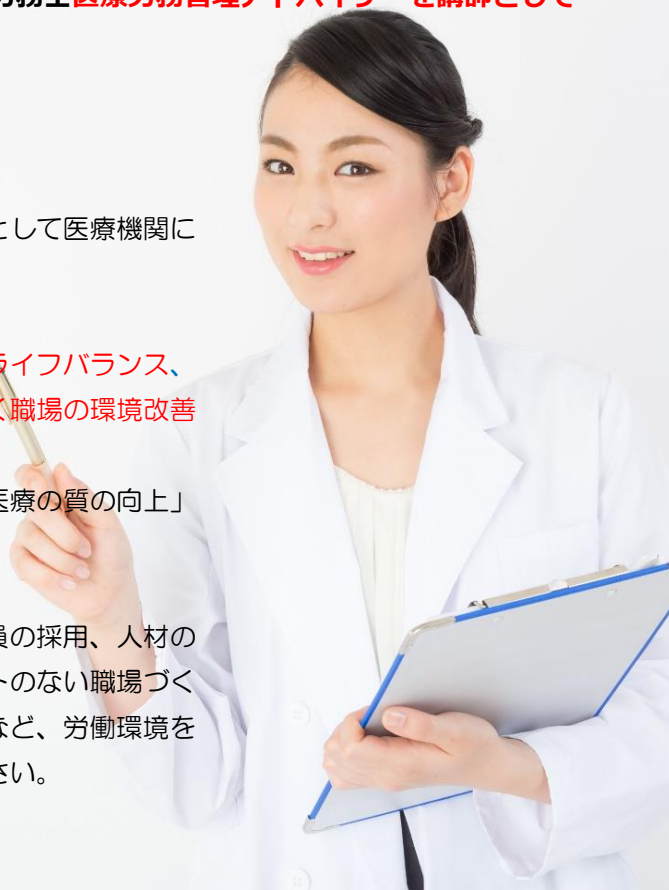
山形県社会保険労務士会では、そのような課題を抱える医療機関、医師や看護職員の皆さまにご活用いただける、医療労務コンサルタント常駐の「相談コーナー」を開設しております。

◆山形県社会保険労務士会・相談コーナーでは、

医療分野に携わる方々への訪問による相談支援、電話相談受付の他に、ご来所による**対面相談**でのご相談やコンサルティングにも対応させていただきます。

◆研修会や勉強会に、労務管理、社会保険のプロの**社会保険労務士医療労務管理アドバイザー**を講師として派遣いたします。

- 1、社会保険労務士は労務・社会保険分野の専門家です。
- 2、医療労務管理アドバイザーは、医療労務コンサルタントとして医療機関における労務管理の専門的な知識と経験を有しています。
- 3、**長時間労働の縮減**や、**家庭と仕事との両立支援**、**ワークライフバランス**、**人材不足による人材確保**や、医師や看護師の方たちの**働く職場の環境改善**など、取り組まなければならない課題はありませんか？
働く皆さんの「雇用の質」を高めることは、最終的に「医療の質の向上」につながります。
- 4、労働関係法令等の改正に伴う、就業規則の見直しや、職員の採用、人材の定着促進に向けた働き甲斐のある職が環境、ハラスメントのない職場づくり、有期雇用の職員、非正規の職員の方たちの処遇改善など、労働環境を取り巻く全般にわたり、わたくしたちに是非ご相談ください。



医療経営を含めた相談やアドバイザーの派遣を希望する場合には下記までご連絡下さい。

山形県医療勤務環境改善支援センター



山形県健康福祉部地域医療対策課

医師看護師確保対策室内
山形市松波2丁目8-1 山形県庁3F

☎ 023-630-3159

利用条件 山形県内医療機関であること。相談は無料。

受付時間

平日 午前9時から午後4時まで

※土曜日、日曜日、祝日及び8月11日から8月16日、12月29日から1月3日を除く。

医療労務管理支援

医療労務管理支援アドバイザーを派遣します。

働き方・休み方改善、職員の健康支援、働きやすさ確保のための環境整備、働きがいの向上、関係法令等、就業規則など

医療経営支援

医療経営コンサルタントを派遣します。

診療報酬制度、医療制度・医事法制度、組織マネジメント・経営管理面、関連補助制度の活用など